

処 分 基 準 整 理 票

処分名	産業廃棄物処理施設に係る改善命令等	
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)	(条項) 第 1 5 条の 2 の 7
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(条項) 第 1 5 条の 2 の 7
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課	
【処分基準】 ・文書の名称【】 ・掲載図書等【】 ・内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 7 に該当することを基準とする。なお、同条第三号に規定する「違反行為」とは次に掲げる行為をいう。		
違反行為は罰則を記載した条文をもって記載		処分内容
土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	(第 28 条第 2 号)	停止 90 日
虚偽管理票交付	(第 29 条第 8 号)	
管理票に係る勧告の措置命令違反	(第 29 条第 13 号)	
施設使用前検査受検義務違反	(第 29 条第 2 号)	停止 60 日
保管届出義務違反	(第 29 条第 1 号(第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。))	停止 30 日
管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	(第 29 条第 3 号)	
管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	(同条第 4 号)	
管理票回付義務違反	(同条第 5 号)	
管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	(同条第 6 号)	
管理票・同写し保存義務違反	(同条第 7 号)	
引受禁止違反	(同条第 9 号)	
虚偽管理票写し送付・虚偽報告	(同条第 10 号)	
電子管理票虚偽登録	(同条第 11 号)	
電子管理票報告義務違反・虚偽報告	(同条第 12 号)	

処理困難通知義務違反・虚偽通知 処理困難通知保存義務違反 土地の形質変更届出義務違反・虚偽届出 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反・虚偽届出 定期検査拒否・妨害・忌避 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 処理責任者等設置義務違反 報告拒否、虚偽報告 立入検査拒否・妨害・忌避 技術管理者設置義務違反	(同条第 14 号) (第 29 条第 15 号) (同条第 16 号) (第 30 条第 1 号) (同条第 2 号) (同条第 3 号) (同条第 4 号) (同条第 5 号) (同条第 6 号) (同条第 7 号) (同条第 8 号)	停止 30 日
事故時応急措置命令違反	(第 29 条第 17 号)	応急措置に必要な期間の停止
その他の違反行為		停止 10 日

※ 違反が複数に及ぶ場合は、それぞれの停止期間を加算することができる。

【根拠法令・基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(改善命令等)

第十五条の二の七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

- 一 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第十五条の二第一項第一号若しくは第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。
- 二 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第十五条の二第一項第三号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。
- 三 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 四 産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

【参考法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第十五条第一項

産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

第十五条第二項

前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 五 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画
- 九 その他環境省令で定める事項

第十五条の二第一項第一号

その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

第十五条の二第一項第三号

申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

第十五条の二第四項

前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

第十五条の二の三第一項

産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（産業廃棄物処理施設の技術上の基準）

第十二条 法第十五条の二第一項第一号（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。）の全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 二 削除
- 三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- 五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- 六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- 七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

第十二条の二 法第十五条の二第一項第一号 の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

- 2 令第七条第一号 に掲げる施設の技術上の基準は、施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。
- 3 令第七条第二号 に掲げる施設（天日乾燥施設を除く。）の技術上の基準は、施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていることとする。
- 4 令第七条第二号 に掲げる施設（天日乾燥施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。
 - 一 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。
 - 二 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。
- 5 令第七条第三号 、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の技術上の基準は、第四条第一項第七号（同号ロ（１）及び（２）並びにヌからカまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。
 - 一 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。
 - イ 燃焼ガスの温度が摂氏八百度（令第七条第十二号 に掲げる施設にあつては、千百度）以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。
 - ロ 燃焼ガスが、摂氏八百度（令第七条第十二号 に掲げる施設にあつては、千百度）以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。

二 令第七条第五号 に掲げる施設及び同条第十二号 に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

6 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 ガス化改質方式の焼却施設の技術上の基準は、第四条第一項第八号イ（同号イの規定においてその例によるものとされた同項第七号ヌからカまでを除く。）の規定の例によることとする。

二 電気炉等を用いた焼却施設の技術上の基準は、第四条第一項第八号ロ（同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第七号ヌからカまでを除く。）の規定の例によることとする。

7 令第七条第四号 に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。

二 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

8 令第七条第六号 に掲げる施設の技術上の基準は、第二項の規定の例によるほか、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていることとする。

9 令第七条第七号 及び第八号の二 に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

二 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固形化することをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、次によること。

イ 定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。

ロ 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。

ハ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。

（１）圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。

(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。

(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。

ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(1) 常時換気することができる構造であること。

(2) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。

ホ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（トに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

ヘ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。

(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合には、この限りでない。

ト 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるときは、ニの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。

(2) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化し

た廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。

(3) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(4) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

10 令第七条第九号 に掲げる施設の技術上の基準は、第二項の規定の例によるほか、汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていることとする。

11 令第七条第十号 に掲げる施設の技術上の基準は、第二項及び第三項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。

イ ばい焼温度がおおむね摂氏六百度以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。

ロ ばい焼温度を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な加熱装置が設けられていること。

二 ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。

12 令第七条第十一号 に掲げる施設の技術上の基準は、第二項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 高温熱分解方式の施設にあつては、第三項の規定の例によるほか、次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。

イ 分解室の出口における炉温がおおむね摂氏九百度以上の状態でシアン化合物を分解することができるものであること。

ロ 分解室の出口における炉温を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

ハ 分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。

二 酸化分解方式の施設にあつては、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。

13 令第七条第十一号の二 に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を熔融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の熔融中に廃棄物を投入することができない熔融施設にあつては、この限りでない。

二 次の要件を備えた熔融炉が設けられていること。

イ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を摂氏千五百度以上の状態で熔融することができるもの

であること。

ロ イの温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

ハ 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。

三 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。

四 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。

五 溶融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「溶融処理生成物」という。）の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

六 溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあっては、次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。

イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。

ロ 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破碎設備と一体となつた集じん器が設けられている場合は、この限りでない。

ハ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。

14 令第七条第十二号の二 に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルの分解施設（以下「ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設」という。）を除く。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

二 処理しようとする廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及びこれらの処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。

三 脱塩素化分解方式の施設にあっては、次によること。

イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

（１）廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。

（２）反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられてい

ること。

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。

四 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 高温及び高圧に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

(2) 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。

(3) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び酸化剤等の供給量を調節するための設備が設けられていること。

ハ 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。

五 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 外気と遮断された状態で、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

(2) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。

(3) 外気と遮断されたものであること。

(4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。

(5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

(6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

(2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

六 光分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。
- (2) 光化学反応の進行に必要な照射量を保つことができる紫外線ランプが設けられていること。
- (3) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。

ハ 次の要件を備えた反応終了後の混合物の処理設備（生物分解設備及び脱塩素化分解設備に限る。）が設けられていること。ただし、反応終了後の混合物をポリ塩化ビフェニル処理物として処理する場合は、この限りでない。

- (1) 当該混合物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びにこれらの混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。
- (2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (3) 当該処理設備が生物分解設備の場合にあつては、当該処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。

七 プラズマ分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 外気と遮断された状態で、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。
- (2) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解に必要な滞留時間を適正に保つことができるものであること。
- (3) プラズマの発生に必要なガスの供給量を適正に保つことができるものであること。
- (4) 外気と遮断されたものであること。
- (5) プラズマの発生に必要なガスの供給装置及び電力の供給装置が設けられていること。
- (6) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。
- (7) プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (8) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

(2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

15 令第七条第十二号の二 に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

二 処理しようとするポリ塩化ビフェニル汚染物及び当該処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。

三 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

(1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。

(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物及び酸化剤等の供給量を調節することができるものであること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 高温及び高压に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

(2) 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。

(3) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ハ 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。

四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 供給設備は、ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

(2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。

(3) 外気と遮断されたものであること。

(4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。

(5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

(6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

(2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

五 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

(1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。

(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

(2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力、反応器の回転数及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。

(3) 外気と遮断されたものであること。

(4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ハ 反応器から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができる除去設備が設けられていること。

ニ 事故時における反応器からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

六 熔融分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

(1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕し、又は容器等へ充てんすることができるものであること。

(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の溶融及びポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。

(3) 外気と遮断されたものであること。

(4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

(2) 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

16 令第七条第十三号 に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 事故時における受入設備、洗浄設備又は分離設備及び洗浄剤又はポリ塩化ビフェニルの回収設備からの廃油、廃酸又は廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸又は廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

二 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴って生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。

三 分離方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた分離設備が設けられていること。

(1) 分離設備内をポリ塩化ビフェニルの分離に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。

(2) 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ロ 次の要件を備えた回収設備が設けられていること。

(1) 回収設備内を分離されたポリ塩化ビフェニルの回収に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる温度制御装置が設けられていること。

(2) 回収設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。

ハ ポリ塩化ビフェニルの分離及び回収の後に生じた産業廃棄物を、飛散及び流出を防ぎながら排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備が設けられていること。

（産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準）

第十二条の二の三 法第十五条の二第一項第三号（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- 二 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

（産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）

第十二条の六 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- 二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- 三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- 四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
- 五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- 六 蚊、はえ等の発生を防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- 七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- 八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- 九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。

第十二条の七 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 令第七条第一号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。
- 二 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

3 令第七条第二号に掲げる施設（天日乾燥施設を除く。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。

二 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。

4 令第七条第二号 に掲げる施設（天日乾燥施設に限る。）の維持管理の技術上の基準は、定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずることとする。

5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の維持管理上の基準は、第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号 に掲げる施設にあつては、千百度）以上に保つこと。

二 令第七条第十二号 に掲げる施設にあつては、次によること。

イ 燃え殻を令第六条の五第一項第三号 チ又は同号 リ（２）の環境省令で定める基準に適合させること。

ロ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ハ 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

三 令第七条第五号 に掲げる施設及び同条第十二号 に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

6 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設に限る。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 ガス化改質方式の焼却施設の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第三号イ（同号イの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）の規定の例によることとする。

二 電気炉等を用いた焼却施設の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第三号ロ（同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）の規定の例によることとする。

7 令第七条第四号 に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、第五項第三号及び第四条の五第一項第二号フの規定の例によることとする。

8 令第七条第六号 に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。

二 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。

三 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

9 令第七条第七号 及び第八号の二 に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

二 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあつては、次によること。

イ 成形設備にあつては、次によること。

(1) 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。

(2) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。

(3) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。

(4) (3) の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

ロ 冷却設備にあつては、次によること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。

(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。

(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。

(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。

(4) 冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。

(5) (2) 及び (3) の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

ハ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次によること。

(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。

(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。

ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、ハの規定の例による。

ホ 搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状がニの規定によりその例によるものとされたハ (1) 又は (2) の基準に適合しない場合にあつては、必要な措置を講ずること。

ヘ 保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。

ト 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあつては、次によること。

(1) 保管設備内を常時換気すること。

(2) 保管期間がおおむね七日間を超える場合にあつては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。

チ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次によること。

(1) 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。

(2) 容器中の圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。

(3) (2) の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなつてい

リ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ルに掲げる場合を除く。）にあつては、次によること。

(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(2) (1) の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなつてい

ヌ 圧縮固化した廃プラスチック類を第十二条の二第九項第二号への規定による保管設備に保管する場合にあつては、ト（2）の規定にかかわらず、次によること。

(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。

(2) 保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。

(4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。

(5) (3) 及び (4) の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなつてい

ル 圧縮固化した廃プラスチック類を第十二条の二第九項第二号トの規定による保管設備に保管する場合にあつては、トの規定にかかわらず、次によること。

(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。

(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化

- した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。
- (4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (5) (4) の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。
- ヲ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- ワ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破碎施設から搬出しようとする場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。
- 10 令第七条第九号 に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、第二項第二号の規定の例によるほか、汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生することとする。
- 11 令第七条第十号 に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、第二項第二号、第三項第二号及び第四条の五第一項第二号フの規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 ばい焼室の温度をおおむね摂氏六百度以上にした後、汚泥を投入すること。
- 二 ばい焼に当たつては、ばい焼温度を前号に掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。
- 三 ばい焼によつて生ずる水銀ガスを回収すること。
- 12 令第七条第十一号 に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
- 二 高温熱分解方式の施設にあつては、第三項第二号及び第四条の五第一項第二号フの規定の例によるほか、次によること。
- イ 分解室の出口における炉温をおおむね摂氏九百度以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。
- ロ 熱分解に当たつては、分解室の出口における炉温をイに掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。
- 三 酸化分解方式の施設にあつては、次によること。
- イ 分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。
- ロ シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。
- ハ 酸化分解によつて生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。
- 13 令第七条第十一号の二 に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物の熔融中に熔融炉内へ廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。
- 二 熔融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに摂氏千五百度以上とし、これを保つこと。
- 三 熔融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、熔融処理に必要な滞留時間を調節すること。
- 四 熔融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される熔融炉内の温度を記録すること。ただし、第十二条の二第十三項第三号ただし書に規定する装置を用いて熔融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。
- 五 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
- 六 熔融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果を記録すること。
- 七 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
- 八 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- 九 熔融炉が適正に稼働していることを確認するため、熔融処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。
- 十 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- 十一 熔融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破砕を行う場合にあつては、次によること。
 - イ 投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。
 - ロ 破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ハ 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
 - ニ 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。
- 14 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
 - 一 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十四項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。
 - 二 脱塩素化分解方式の施設にあつては、次によること。
 - イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
 - ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。

ハ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理により生じた廃油中のポリ塩化ビフェニル含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

三 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。

ロ 反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

ハ 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ニ 気液を分離した後の液体中に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下になるように処理すること。

ホ 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。

ロ 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

ハ 反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ニ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

ホ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。

ヘ 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。

ト 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるように処理すること。

チ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

リ 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ヌ 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ル 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ヲ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を

備えること。

五 光分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。

ロ 光化学反応の進行に必要な照射量を保つこと。

ハ 照射される光の強度を定期的に測定し、かつ、記録すること。

ニ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ 反応終了後の混合物の処理（生物分解及び脱塩素化分解に限る。）については、次によること。ただし、反応終了後の混合物をポリ塩化ビフェニル処理物として処理する場合は、この限りでない。

（１）反応の進行に必要な温度及び当該処理に使用する生物の量又は薬剤の濃度を保つこと。

（２）反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

（３）処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ヘ 処理により生じた廃油中のポリ塩化ビフェニル含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

六 プラズマ分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を調節すること。

ロ 反応器内がプラズマ状態（プラズマが継続的に発生している状態をいう。ハにおいて同じ。）に達した後、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を投入し、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

ハ プラズマ状態を維持するために必要となるガスの供給量並びに電流及び電圧を保つこと。

ニ プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

ヘ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。

ト 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。

チ 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるように処理すること。

リ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ヌ 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ル 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ヲ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ワ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

15 令第七条第十二号の二 に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十五項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

二 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 反応器に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破碎すること。

ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。

ハ 反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

ニ 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ 気液を分離した後の液体中に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下になるように処理すること。

ヘ 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

三 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 反応設備に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破碎すること。

ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。

ハ 反応中は、ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

ニ 反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

ヘ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。

ト 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。

チ 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるように処理すること。

リ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ヌ 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ル 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ヲ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ワ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

四 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 反応器に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破砕すること。

ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。

ハ 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び反応器の回転数を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

ニ 反応中の反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

ヘ 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。

ト 除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

チ 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

リ 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ヌ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

五 熔融分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 反応設備に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を反応設備中の熔融補助剤が熔融した面に接するよう供給すること。

ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物が熔融した状態を保つために熔融補助剤の供給量を調節すること。

ハ 反応中は、ポリ塩化ビフェニル汚染物の熔融及びポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

ニ 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ヘ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

ト 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。

チ 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。

リ 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキ

シン類の濃度が一立方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるように処理すること。

ヌ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ル 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ヲ 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ワ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

カ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

16 令第七条第十三号 に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとすること。

一 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十六項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。

二 洗浄方式の施設にあつては、第十四項第三号ホの規定の例によること。

三 分離方式の施設にあつては、次によること。

イ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、分離設備におけるポリ塩化ビフェニルの分離に必要な時間を調節すること。

ロ 分離設備内をポリ塩化ビフェニルの分離に必要な温度及び圧力に保つこと。

ハ 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ニ 回収設備内を分離されたポリ塩化ビフェニルの回収に必要な温度に保つこと。

ホ 回収設備の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ヘ ポリ塩化ビフェニルの分離及び回収の後に生ずる液状の産業廃棄物（以下この号において「回収液」という。）の量を測定し、かつ、記録すること。

ト ポリ塩化ビフェニルの分離後に生じた産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように当該産業廃棄物を排出し、貯留すること。

チ 排出した回収液の量及び当該回収液中のポリ塩化ビフェニル含有量を測定し、かつ、記録すること。

リ 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。